

令和8年度 「学校いじめ防止基本方針」



春日井市立知多中学校

学校いじめ防止基本方針

春日井市立知多中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係（※1）にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法第2条より）本校でもこの定義に基づいていじめ防止にあたることとする。

いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断する。

さらに、いじめのうち、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは重大事態（※3）として取り扱う。

※1 「一定の人間関係」とは

- ・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態

※2 「物理的な影響」とは

- ・ 身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること

※3 「重大事態」とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると見込まれるとき

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、決して特定の生徒や学校だけで起こり得る問題ではない。全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校は、その内外にわたり、いじめの防止と根絶に向けた取組を行う責務がある。いじめを生まない土壌づくりはもちろんのこと、いじめを把握した際には、適切かつ迅速な対処を図ることが不可欠である。

早期発見・早期対応を原則とし、いじめの兆候を見逃さず、認識しながら放置することのないよう、家庭、地域、関係機関との緊密な連携の下、措置を講じる。

そして、いじめが発生した場合には、直ちにそれを止めさせ、いじめを行った生徒の背景にある要因を深く理解し、その解消に努める。いじめの再発、そして新たな被害を生む連鎖を断ち切るために、毅然とした態度で対応する。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会の構成

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、担任で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(2) 「いじめ防止等の対策のための組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討し

ていく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談を行い、いじめの早期発見に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページ等を通して、教育相談に関する取組状況や教育相談の実施期間を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、公平かつ客観的な事実の把握に努め、速やかに問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、いじめの内容や状況に応じて適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 全ての生徒が友人や教職員と信頼関係を築き、いじめのない学校を目指す。
- イ 生徒一人一人の個性や努力を認め、成功体験を積み重ねることで、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育、体験活動等を充実させ、他者の気持ちを理解し、心を通わせる対人関係を築く力を育てる。また、円滑なコミュニケーション能力の向上を図り、いじめが起こりにくい人間関係を醸成する。
- エ 生徒がインターネットを安全かつ適切に活用するための知識やマナーを継続的に実施し、ネットいじめの加害者にも被害者にもならないように情報リテラシーを高める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ いじめに対する共通理解を深め、多様化するいじめの兆候を全ての教職員が積極的に認知し、迅速な情報共有を図ることで、早期発見・早期対応につなげる。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が安心して相談できる環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害を受けた生徒の安全を最優先に考え、その心身のケアと安心できる学校生活を取り戻すための支援を行う。
- ウ 加害生徒には、その背景にある要因を理解した上で、毅然とした態度で適切な指導や成長するための支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、傍観者をなくし、いじめを見過ごさない、生まない集団へと変革するための働きかけを粘り強く行う。
- カ インターネット上のいじめに対しては、その特性を踏まえ必要に応じて警察署と連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態発生時の調査等に関するフロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 重大事態の調査の内容については以下の2点を実施する。
 - ・ 文書情報（被害生徒・関係生徒の情報・指導記録・定期アンケート等）の収集・整理を行う。
 - ・ 教職員の聴取を行う。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（年度末）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

○重大事態発生時の調査等に関するフロー図

